

# 平安貴族における「京」の認識

— 日記の検討を通して —

安藤 哲郎

- I. はじめに
- II. 時系列からの視点
  - (1) 平安京と京外の変遷
  - (2) 時期別にみる「京内」・「京外」
- III. 貴族の属性による相違
  - (1) 人物別にみる「京内」・「京外」
  - (2) 官職と「京内」・「京外」
- IV. 貴族の移動方面との関係
  - (1) 「帰京」・「帰洛」と移動方面の傾向
  - (2) 移動方面別にみる事例
- V. 時代状況による影響
  - (1) 空間の変化と「京内」・「京外」
  - (2) 動乱の情勢と「京内」・「京外」
- VI. まとめ

## I. はじめに

本稿では、平安貴族の「京」に対する認識、特に、平安京の京内は京外と異なる一律な空間として認識がなされていたのか、という点を明らかにすることを目的とする。その際、京内外の具体的な空間の変化や貴族の活動との関係を重視しながら論を進めたい。

歴史地理学では、空間認識に関わる研究においてもいくつかの知見が得られてきた<sup>1)</sup>。金坂<sup>2)</sup>は、古典を用いて古代人の土地・場所・空間に関わる認識の問題を考察したが、古典や史料から人々の空間認識を理解することが、歴史地理学において肝要であることを

示している。また山村<sup>3)</sup>は、現実には複合的な空間構造となっていた中世国府で、空間認識は古代国府の統一的な構造を継承している状況を示し、実態と異なる空間認識の研究が新たな都市像の提示へと結びついている。本稿は、史料をもとに平安貴族の空間認識に関する考察を行うことで、歴史地理学における空間認識研究のひとつとして寄与できると考える。

同時に、本稿は平安時代史研究のひとつである。平安京研究のなかで、認識との関係についてはいくつかの知見が得られている。山田<sup>4)</sup>は、寺院を都の中に造ってはならないという理念が受け継がれ、「京」とそれ以外の土地を明確に区別する指標となり続けたとし、京内・京外を明確に分ける考え方があったことを示した。また、美川<sup>5)</sup>は、後白河院政期、天皇の場合は京中・京外の区別が厳然としているが、院の場合はその差異があいまいなものになりつつあったとした。

他方、上村<sup>6)</sup>は、『平家物語』に京白河とあり、京中と白河を一体としてとらえた意識がうかがえること、また、京内外が街路や河川による交通網によって有機的に結びつき、複合的な都市構造を呈していたことを指摘している。また西村<sup>7)</sup>は、京の呼称が条坊の外部をも含むとし、京外の山々や寺院を、京の機能の一部を担う要素とみなし、外部との境界がそれほど明確ではない状況を示している。

キーワード：平安京、空間認識、京内、京外、日記

以上、「内部と外部を隔てるものは一本の道路・一条の溝にすぎず」「平安京は、最初から空間的に地域的に、京外をも含みこんでいた」とする井上<sup>8)</sup>の見解がよく示しているように、区別しながらも一体化の可能性があったことが示されている。これらの研究は、「京内」・「京外」の区別と一体化を、発掘の成果や貴族の行動に関する史料検討、都市構造の分析をもとに論じており、非常に重要である。

ただし、平安貴族自身がどのような認識を持っていたのかという点について、複数の時

代・人物にわたって史料を検討していく作業は、管見の限りそれほど行われていない。平安京の内外で活動していた平安貴族自身がどう認識していたのか、という点は、実態を知るうえで整理・検討の必要性があり、その点で本研究は意味を持つと思われる。

史料は、平安時代を通じ、諸貴族によって記録された日記を用いる(表1)。対象時期は平安時代の、平氏が滅亡する1185年の前後までとする。そして、時代の変遷を整理しやすくするため、便宜上5つの時期に区分した<sup>9)</sup>(図1)。ただし、この区分は時期による共通

表1 参照した日記の記録者および時期区分

日記名	記録者	最高官職	最高位	氏長者	時期(中断・散逸あり)	時期区分
貞信公記	藤原忠平	摂政関白	従1	○	延喜7(907)～天曆2(948)	北家台頭
小右記	藤原実資	右大臣	従1		天元5(982)～長元5(1032)	藤原
権記	藤原行成	権大納言	正2		正暦2(991)～寛弘8(1011)	藤原
御堂関白記	藤原道長	摂政	従1	○	長徳4(998)～治安元(1021)	藤原
左経記	源経頼	参議	正3		長和5(1016)～長元8(1035)	藤原
春記	藤原資房	参議	正3		万寿3(1026)～天喜2(1054)	藤原
水左記	源俊房	左大臣	従1		康平5(1062)～天仁元(1108)	藤原/院政
帥記	源経信	大納言	正2		治暦元(1065)～寛治2(1088)	藤原/院政
後二条師通記	藤原師通	関白	従1	○	永保3(1083)～康和元(1099)	院政確立
中右記	藤原宗忠	右大臣	従1		寛治元(1087)～保延4(1138)	院政確立
殿暦	藤原忠実	摂政関白	従1	○	承德2(1098)～元永元(1118)	院政確立
永昌記	藤原為隆	参議	正4下		康和元(1099)～大治4(1129)	院政確立
長秋記	源師時	権中納言	正3		長治2(1105)～保延2(1136)	院政確立
兵範記	平信範	兵部卿	正3		長承元(1132)～承安元(1191)	院政/動乱
台記	藤原頼長	左大臣	従1	○	保延2(1136)～久寿2(1155)	院政確立
山槐記	中山忠親	内大臣	正2		仁平元(1151)～建久5(1194)	院政/動乱
玉葉	九条兼実	摂政関白	従1	○	長寛2(1164)～正治2(1200)	動乱
吉記	吉田経房	権大納言	正2		承安3(1173)～文治4(1188)	動乱

『公卿補任』1(国史大系, 2005(新装版第2刷)), 『日本史辞典』(岩波書店, 1999)を参考に作成。

注1)「最高位」は「従一位」なら「従1」, 「正四位下」ならば「正4下」と表現した。

注2)「氏長者」に○がある人物は、藤原氏の長者を経験した人物である。

注3)山槐記・玉葉・吉記は対象時期を超えるため、源平争乱の終わる文治年間を念頭に、文治5(1189)年頃までを対象として整理することにする(以下の表には特に注記しない)。

注4)貞信公記は『貞信公記抄』(大日本古記録, 岩波書店)を用いている。小右記・御堂関白記・後二条師通記・殿暦は大日本古記録(岩波書店), 玉葉は図書寮叢刊, その他は史料大成(臨川書店)を使用した。

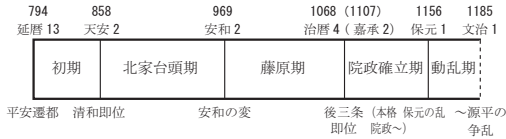


図 1 本稿における時期区分

点、相違点を整理するためのものにとどめる。加えて、貴族の日記を史料とした関係から、時期区分の「初期」に当たる内容は全く得られず、また「北家台頭期」は史料がわずかなため、「藤原期」「院政確立期」「動乱期」の3時期における記録を中心に参照する。

これらの時期の日記から、「京」あるいは「洛」の文字が見える箇所を中心に取り上げ、考察を加える。ただし、本稿ではその「京」と「洛」の相違には触れない。岸<sup>10)</sup>の指摘では、「左京＝洛陽、右京＝長安」との比定があり、右京＝長安の衰退によって平安京が左京＝洛陽に代表されるに至った、という。そのため、本来「京」「洛」の使われ方は構造の変化を含めて考慮の必要がある<sup>11)</sup>。ただ、「巳の刻許り出洛す、大原野祭に参る、(中略)亥の時許り帰京す」(『中右記』長治2(1105)年2月4日条)のように同時に用いられる例からは、「京」と「洛」の違いにかかわらず、大原野社が「京外」として認識されていると理解できる。本稿の目的につながる、「京内」・「京外」の認識を知る点では、「京」「洛」の違いが大きな問題にはならないと考える。そのため、両者の相違は扱わないこととしたい。

さて本稿では、「京」「洛」を取り上げるなかで、「帰京」「帰洛」「入京」「入洛」といった語にも着目する。これらの語は京外から京内へ戻る際に記される<sup>12)</sup>。ただし、京外から京内に戻ると必ず記されるわけではなく、記述のない場合も多い<sup>13)</sup>。つまり、これらの語が使用されている場面では「京内」・「京外」の区別が明確であるか、または明確にする意図があるという可能性が考えられる。そこで

この記述にも留意して論を進める。

ここで、検討に先立ち、京内・京外という用語の使い方について定義したい。平安京の4本の京極大路(東京極・西京極・一条・九条大路)に囲まれた内側を京内、外側を京外と呼ぶことについては問題ないであろう。そこで、京内・京外と単に称する時には京極大路の内側か外側かを指すものとする。一方、認識上の「京内」・「京外」が、京極大路に囲まれた範囲と一致するかを明らかにするのが本稿の目的である。そこで、認識上の京内・京外は「京内」・「京外」と表すこととする。さらに、認識上の平安京を「京」と表すことにして、議論に入りたい。

## II. 時系列からの視点

### (1) 平安京と京外の変遷

本章では、まず時系列に則した「京」の認識を整理する。本節では議論に先立ち、平安京内外の空間の変遷について、先行研究により得られている成果を中心に概略を整理する。

はじめに平安京の整備について、足利<sup>14)</sup>によれば、鴨川、東西堀川、御室川が等間隔に整備され、また「東京極と鴨川の間」など四方に平安京をとりまく「帯状空間」があり、これが「アーバンフリンジ」となっていた。さらに四神が「京域周辺のいたって具体的な地点ないし地物になぞらえ、そしてしかもそれらの地点が、平安京の都市計画ないし広域計画の中にはっきり位置づけられてあったらしい<sup>15)</sup>」とあり、平安京が京内のみならず京外を含めて計画されていたことが窺える。

その後、『池亭記』の「西京は人家漸く稀れにして、殆んど幽墟に幾し」や「東京四条以北、乾艮二方、人人貴賤なく、多く群聚する所なり」という箇所により、10世紀後半にはすでに左京への集中が見られると考えられている<sup>16)</sup>。11世紀末になると、瀧浪が指摘する

ように、「右京の衰微がますます進み、これまで平安京の中心であった朱雀大路あたりが市街地の西の境界となって『西の朱雀』と呼ばれる一方、鴨東の白河一帯が急速に発展して、『京・白河』と呼ばれるようになった」<sup>17)</sup>。

このように市街地の構造の変化が顕著になった11世紀末から12世紀にかけては、白河をはじめ、鳥羽・法住寺殿といった離宮が造営されるが、『平安京提要』<sup>18)</sup>にまとめられた史料と発掘からの検証によれば、各離宮に御所をはじめ、寺院や陵墓が整備されていたことが理解できる。新街区の造営について、美川<sup>19)</sup>は、白河・鳥羽・法住寺殿・六波羅といった京外の地域が「権門都市」として成立していき、それが京中に吸収されていったという点を、六条・八条・九条といった京中の変化と合わせて検証した。京内と京外が一体化していく状況になったのである。

京内と京外の相関については、山村<sup>20)</sup>が、日記や『平安遺文』などの史料から、院政期の京内における屋地・敷地、小屋の分布を地図化した。そこから院政期前期には白河と連動した東西道の二条大路を政治機能の軸とし、南北道の町小路を経済機能の軸とする空間構造であったが、院政期後期には、三条町・四条町エリアと七条町エリアという二つの商業地域が形成されるとし、この変化は白河から六波羅・法住寺殿へという周辺部の動向と相互に関連していたことを予想した。

このように平安京の街路が重要となっている点について、山本<sup>21)</sup>は、平安宮四周の街路が権威空間として整備し続けられる点、平安京から延びる街路を軸として京外の街区が形成されている点、七条大路は特に右京域において周辺の街路が機能を停止するなかで、唯一、整備が続けられており、その街路沿いには町屋が建ち並んでいる点などを、発掘成果に基づいて指摘している。

そのなかで、大村<sup>22)</sup>の指摘した、七条が明確に区別されるべき境界線であったこと、

12世紀後半の史料では「近代」の慣例として京内と京外の区別が七条朱雀と粟田口でなされていたことなどは重要である。この点が貴族の空間認識に影響を与えているかどうか、記録から探る必要がある。

以上、京の内外が当初から一体的に計画されていた点、左京への集中が見られるようになる点、京外に市街地が形成され、その後京内と一体化していく点、空間構造の変化に街路が関与している点、などが整理されている。

ここで、京外について、どのような空間が記録されているのか、地名を整理し図示する。日記にみられる京外の空間を時期別に図示し、図2を作成した。また、平安京により近い京外に関しては、拡大図として図3を作成した。図示に当たっては、具体的な位置がわかる箇所についてのみ表した<sup>23)</sup>。

図2・図3によると、「北家台頭期(△)」には賀茂、石清水、北野、平野、梅宮神社といった神社のほか、仁和寺、広隆寺、醍醐寺、禅林寺、極楽寺といった寺院が記述されているが、点的な分布にとどまっている。

「藤原期(○)」は、これまで記述されていた空間に加えて、東京極、平安京の北側、白河殿などに広がっていることが分かる。

さらに次の「院政確立期(◆)」には、これまで記述されていた空間に加えて、鳥羽、白河一帯といった周辺地域が記述される。「動乱期(■)」も、「院政確立期」と基本的には同じであるが、法住寺殿や六波羅一帯にも記述範囲が広がっている。

以上の傾向は、新しく整備された空間が同時期に記録されており、先に整理した変遷と相関している。図示された範囲を中心とした、実際の記述を次章以降で扱うことにしたい。

## (2) 時期別にみる「京内」・「京外」

本節では、各時期における「京内」・「京



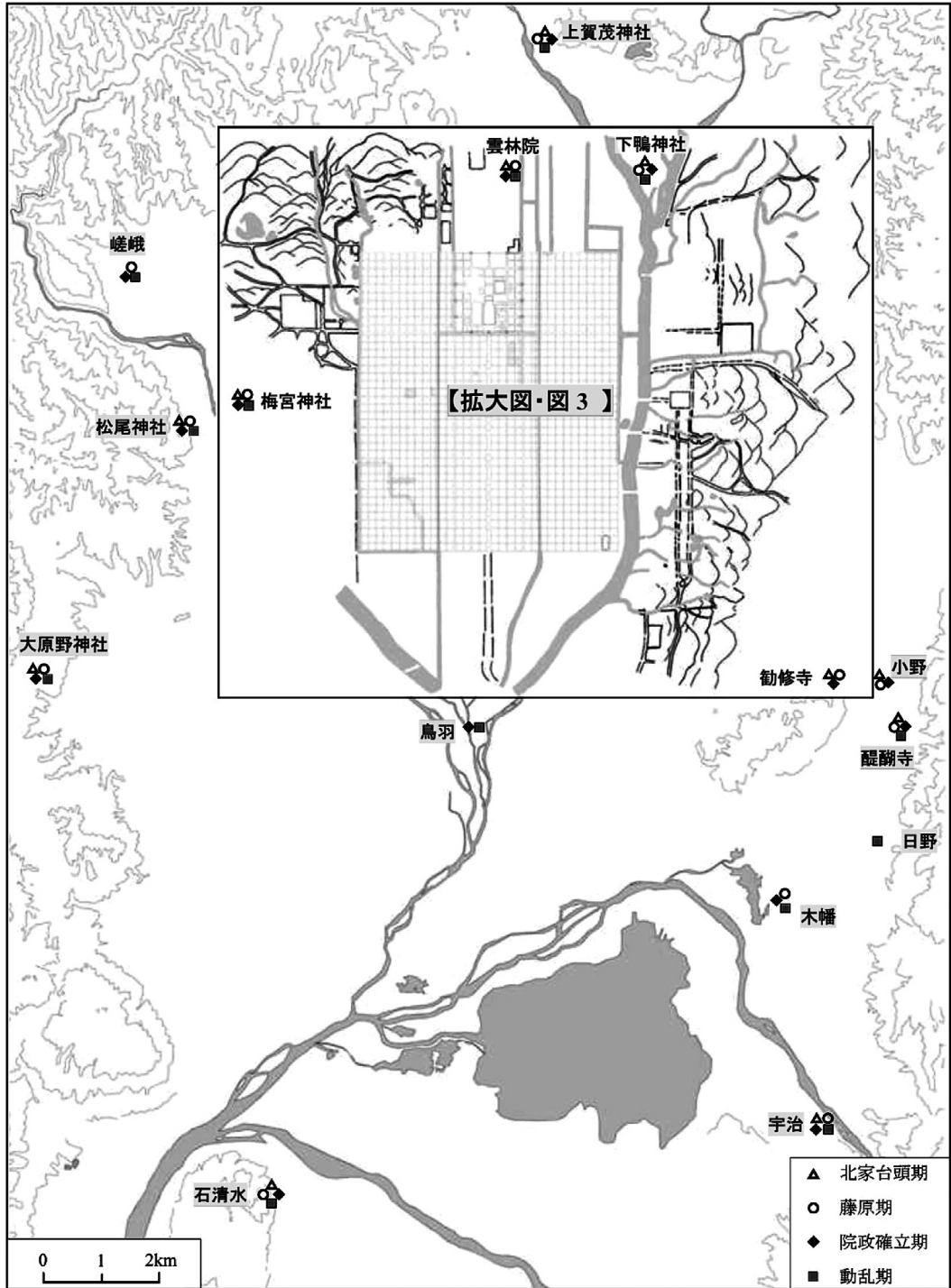


図2 貴族が記述した平安京周辺の京外

注) 基図は仮製2万分の1地形図「京都」「伏見」「淀」「愛宕山」「沓掛」「山崎村」「大津」「醍醐」「宇治」の山系と水系をトレースして作成した。中央部実線枠内は「中古京師内外地図」のトレース図と平安京街区モデルを重ね合わせて作成した。中央部の範囲内は図3に示すが、「中古京師内外地図」に記載がない箇所については本図に示した。

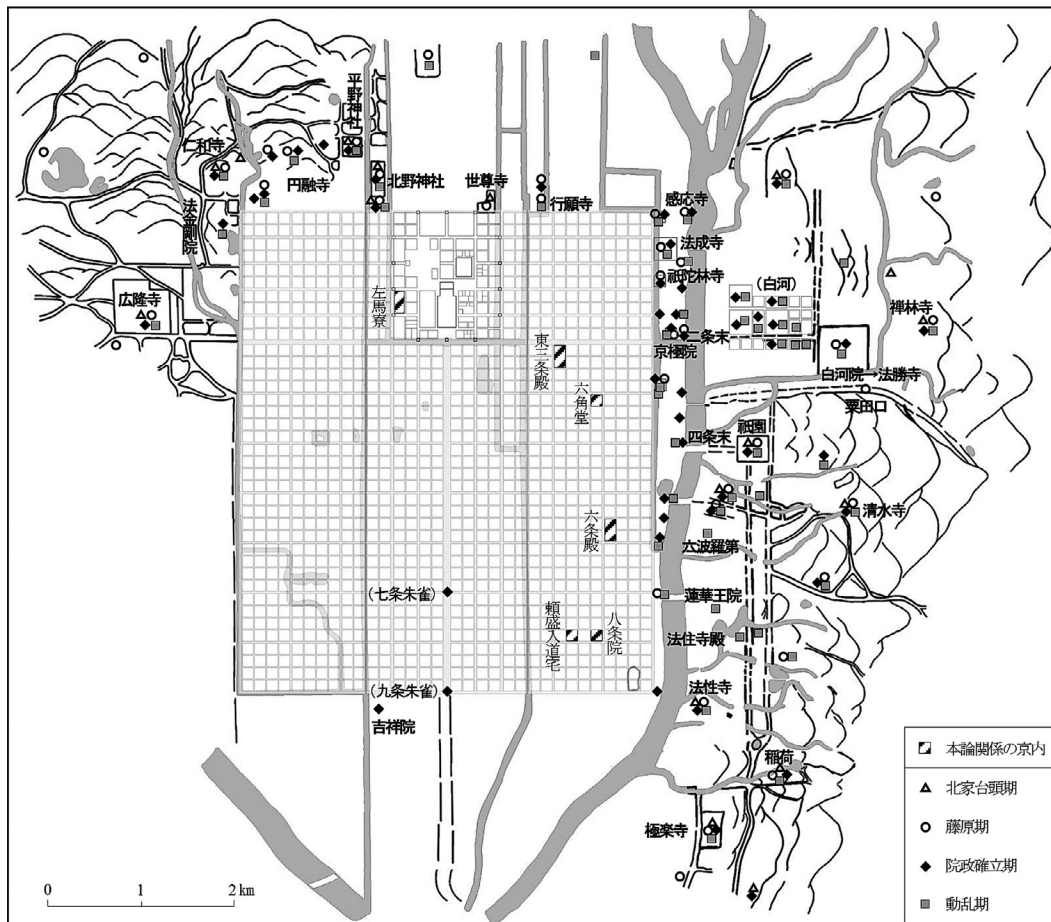


図3 貴族が記述した平安京周辺の京外（拡大図）と本論に関する京内  
注）白河街区の一部に『平安京提要』を参照。「京外」との認識が見られた京内の一部も図示した。

外」の区別の仕方について、具体的な事例を見ていく。そのなかで、「帰京」「帰洛」「入京」「入洛」の記述や、その記述がある京外の地名を整理した表2も合わせて参照する。

#### i) 藤原期

まず、厳格な区別を行う事例として、「今日摂政殿大饗す、(中略)京極院においてこの事あり、京外大饗の例未だ見ざる事なり、尋ぬべし」(『小右記』永祚元(989)年正月22日条)が挙げられる。京極院は東京極大路の東に位置する邸宅であるが、その京極院を

「京外」と明確に表現している。東京極から少し東側の摂政殿の邸宅となっている場所で、認識上も厳格に「京外」と記している。

京に近接する京外で明確に区別する事例は他にもあり、「法性寺に参る、巳の刻ばかり大殿京に出さしめ給ふ、其の次いで二条末において御祓の事あり」(『左経記』寛仁2(1018)年閏4月29日条)では<sup>24)</sup>、二条末の鴨川で祓を行い、そこから「京に出る」とあるので、二条末の鴨川は「京外」として明確に区別していることになる。また、「余平野使となり、参社して奉幣す、了りて帰京す」

表2 「帰京」「帰洛」「入京」「入洛」の記述がある京外の地名

時期区分	日記名	京外の地名（ゴシックは自分の入京に「帰京」などの記述がある地名）
藤原	小右記	賀茂、円融寺、白河殿、小白河、東山辺、小野、南京、粟田口、宇治、石山、石清水、崇福寺、長谷、有馬、熊野、粉河、南山
	権記	宇治、飯室、安楽、三井寺、石山、春日、甲河、勢多、長多仁、大雲寺、平河、慈徳寺、山
	御堂関白記	賀茂辺、笠置寺、志賀寺
	左経記	平野、蓮臺廟、仁和寺、徳大寺、賀茂、鴨河尻、大原野社、大井、宇治殿、八幡、三井寺、花蔵寺、春日、興福寺、薬師寺、栖霞寺、成隆寺、甲可、勢多、白河、浄土寺、圓成寺、西坂本、大原、住吉
	春記	東北院、賀茂、三井寺、勢多、奈良
	水左記	宇治殿、平等院
院政確立	水左記	石清水、木幡、仁和寺、山、三井寺、真如院、伊勢、勢多
	帥記	宇治、東伏見
	後二条師通記	九条之河原辺、泉殿、宇治殿、八幡、山、金峯山
	中右記	雲林院、円融院、圓宗寺、仁和寺、紫野本院、得大寺、法勝寺、鳥羽、吉祥院、稲荷、法輪寺、大原野、桂川尻、宇治、石清水、転輪院、日野、興福寺、春日、南京、熊野、笠置、石蔵、彦根寺、広隆寺
	殿暦	賀茂、鳥羽、宇治、泉殿、富家殿、木我、春日、八幡
	永昌記	法勝寺、白河、鳥羽、興福寺、転輪院、八幡
	長秋記	賀茂、鳥羽、宇治、西霞寺、長楽寺、八幡、天王寺、香隆寺、仁和寺、熊野
	台記	賀茂、圓宗寺、鳥羽、宇治、平等院、八幡、山、石山寺、興福寺、春日、田中
兵範記	仁和寺、知足院、勝功德院、鳥羽殿、宇治殿、平等院、石清水、春日、賀茂、金剛心院	
動乱	兵範記	蓮臺野、宇治、平等院、梅宮、西林寺、石清水、醍醐、浄妙寺、曼陀羅寺、総持寺、日吉
	山槐記	城南寺、仁和寺御室、鞍馬寺、観音寺、日吉社、福原、春日
	玉葉	宇治、平等院、日野、八幡、南都、春日、天王寺、熊野、厳島、福原
	吉記	吉田、賀茂、祇園旅所、大原野、鞍馬、大原、日吉

注) 都から出かけて都に戻った場合に限定し、入京する国司等は除いた。

『左経記』長元4(1031)年2月11日条)によれば、平野神社も「京外」という区別が見られる。

他にも「早朝院人々相共に東山辺りに向かう、山の花を見る、小野に向かう、午後雨降る、晩に臨みて帰洛す」(『小右記』寛和元(985)年3月13日条)では、東山、あるいは小野からの帰洛を記述しているし、「是日円融寺に行幸あり(中略)晩景乗輿し帰京す」(『小右記』永祚元年2月16日条)も円融寺か

らの帰京を明確に表現している。

ところで右京については、「早朝太相府西京佐江大道に出で給ふ、蜜〔密〕々御競馬の事」(『小右記』天元5(982)年4月30日条)、「去夜左大臣女(年十二)、西京より入内す」(『小右記』長保元(999)年11月2日条)あるいは「戊の時許り西京火事あり」(『御堂関白記』長保2(1000)年正月4日条)などのように、西京での活動、西京への関心が貴族にあったことが分かる。ただ、これらの例では

空間を特定することができない点、また「西京左馬寮の辺り火事あり」（『権記』長保2年正月4日条）のように、大内裏の施設と認識が混同している点など、右京に関心はありながらもすでに認識は明確でなくなっている。

この時期は、「暫く白河院に休む（中略）晩に臨み帰る」（『小右記』寛和元（985）年5月22日条）のように、京に帰る際に「帰」と記し、区別を明確にしない事例もあるが、京極付近や京に近接する空間で区別が明確になされている点、右京に関心はあるが認識が明確でない点は整理しておく。

## ii) 院政確立期

まず、「二条末河原辺」の例を見ていく。

今日陸奥守源義綱朝臣、降人並びに頭を隨身して入洛す、必ず見物すべしといへり、御膳を供するの後、四人同乗し、二条末河原辺に向ひて見物す、上下の車馬已に盛りの如し、予命に依り右大将の御車辺りに立つ、申の時許り入洛す、（中略）この中降人二人、〈貞宗、貞房〉、騎馬を相具し、四条末に行き向ふ、檢非違使等請け取りおわんぬ、（中略）請け取るの後、頭を着欵の者に持たしむ、四条烏丸、五条大宮等大路より、頭を西獄門前樹上に梟す、（中略）人々車馬を走らせ道路を遮り、また以て見物す、（『中右記』嘉保元（1094）年3月8日条）

二条末の鴨川を通過し、その後義綱朝臣が「入洛」しているの、二条末の鴨川は「京外」としている。またこの場面では、投降した人物は四条末まで進み、檢非違使に引き渡されたのち、京内の四条大路を進んでいる。元木<sup>25)</sup>によれば、キヨメの役割を担った檢非違使が、京のケガレを抑止する役割を果たしていたという。そうであるならば、檢非違使は四条末で京に入ろうとする「ケガレ」を

止めており、四条末で京内と京外の区別を行っていることになる。ただ、都の人々がこれを見物に押し寄せていることも含め、四条末からの入洛については特に表現されていない。「京内」・「京外」の区別は行いが、同時にあまり明確にしない側面も見られ、揺れがある。

次に、この時期に新しく造られた鳥羽殿については、「今朝覲に依り法王御所に行幸あり、（中略）鳥羽北殿西門に至る」（『中右記』康和4年正月2日条）とあり、院（法皇）御所として認識されている。ただし同時に、「午の時許り催に依り鳥羽殿に参入す、是れ左右相撲人を御覧あるべきに依るなり、（中略）申の刻許り帰洛す」（『中右記』康和4（1102）年7月28日条）のように「京外」として認識されている。美川<sup>26)</sup>によれば「朝廷の政務のうちもっとも重要な人事を決定する除目の際、院がわざわざ京中の院御所に戻っている」というので、本来的には京内の院御所が中心であるが、京外に院御所があること、その御所に天皇が訪問することに対して、貴族に抵抗感それほどないと推察される。

ところで、儀式についてまとめられた『西宮記』によれば、行幸の際には留守を置くことになっている<sup>27)</sup>。鳥羽殿への行幸に際しても「〈上達部留守なし〉<sup>28)</sup>」（『中右記』康和4年正月2日条）、「今度留守公卿なし」（『中右記』康和4年正月19日条）と、留守がなかったことをわざわざ書き記しており、本来は「上達部の留守が必要」ということを示唆している。『西宮記』が含まれる「北家台頭期」の意識が「院政確立期」まで残っていると解釈される。しかしその一方で、京内の六条殿行幸に際して、「行幸の間、留守参議並びに弁無し、京中たるに依るか」（『中右記』寛治6（1092）年2月29日条）と、京中であるから留守の参議を置かなかつたのではないかと推察する記事がある。京外の鳥羽殿に行幸した際



の康和4年正月2日条には、留守がなかった理由について特に記述がないが、寛治6年2月29日条では、上達部の留守を置かなかったのは京内であるからと想定している。行幸の際には上達部の留守が置かれるべきであるが、京内ならば留守がいなくても認められていた可能性がある。この点から、鳥羽殿が「京外」としての認識であったと思われる。

他の京外行幸についても見ていくと、「大原野社に行幸あり、(中略)留守中納言殿」(『中右記』寛治4(1090)年2月23日条)や「稻荷祇園両社に行幸あり、(中略)留守民部卿、右少弁重資、藏人友実等なり」(『中右記』寛治5(1091)年10月3日条)のように、大原野、稻荷、祇園といった京外行幸の際には留守が置かれた。

しかし平野行幸に際して、以下の例がある。

平野社に行幸あり、(中略)今日行幸の間、留守参議なし、ただ右少弁源重資一人、留守宮闈、これ公卿或いは上皇の御供として、熊野に参らる、或いは重服に依り参られざるの間、人数足らざるに依るか、又本社已に皇都に近し、仍て留守を置かれざるか、(『中右記』寛治4年2月17日条)

行幸の際、留守参議を京内に置かなかったが、これは人数不足もさることながら、「皇都」の近くなので、留守を置かなかったのではないかと推測している。つまり、平野社は京内との距離感が近いことから、「京外」として扱わなくてもかまわない場合があることを示している。

以上のことから、この時期に留守官を置くことが必要だとされているのは距離感のある「京外」であり、そこは「京外」として明確にされている空間である可能性が高い。この場合、平野社は曖昧だが、鳥羽殿は「京外」

として明確に区別されていると考えられる。

他方、京から遠い京外から京に近い京外への移動を行うとき、「京内」であるかのような記述も見られる。例えば、「この日山に登る(中略)手輿に乗り帰京す、賀茂伏拝迎りにおいて〈往還この所において下車す〉、鶏鳴く」(『台記』久安2(1146)年正月20日条)では、比叡山からの帰り、賀茂が「京内」であるかのような表現である。あるいは「宇治に着く、泉殿に参る、四条宮御所なり、頃之して帰京す、戌の剋に及び、秉燭の後鳥羽殿に参る、則ち退出す、三条に還る」(『殿暦』永久4(1116)年閏正月26日条)では、鳥羽殿が「京内」であるかのような表現である。他にも、以下の例がある。

日者相具す所の馬允定清、今朝假を請ひて留まりおわんぬ、是れ金峯山の下山に参らんがためといへり、仍りて留りおわんぬ、この事頗る得心せず、先ず京都に帰り稻荷参詣の後、又精進を始めて金峯山に参るべきなり、(『中右記』天仁2(1109)年11月7日条)

ここでは、稻荷は「京都」に含まれるという表現とも受け取れる。これらの例は、移動という個人の事情を反映した「京内」・「京外」の区別が成立しているという面を示している。

「院政確立期」は、新しくできた鳥羽殿のように「京外」として区別される空間もあるが、移動や京からの距離感といった要素が関わって区別が明確にされない空間もあるなど、「京」の認識が状況によって変化する様相がみられる。

### iii) 動乱期

表2によれば、他の時期に比べ「京外」として記述されている空間は少ない。ただ、これまで特に「京外」と記すことのなかった日

吉神社、鞍馬寺や、「今日新院巖島より入洛し給ふ」(『玉葉』治承4(1180)年4月9日条)のように、巖島、あるいは福原といったこれまでの時期より遠方の地名など、「京外」として記述される新しい空間が見られる。

また、白河・法勝寺、法住寺殿などから戻る際に「帰洛」としないのも触れておく必要がある。この点は、前節で整理した「京内と京外の一体化」という側面と合致する。

この点について、「今夜観音霊所十箇寺を参詣す、(観音寺、蓮花王院、六波羅、清水、長樂寺、得長寿院、感應寺、中山、行願寺、六角堂)、(中略)暁更家に帰る」(『吉記』承安3(1173)年6月20日条)の例では、京の内外の寺院が「観音霊所十箇寺」として一括されている。また、「早旦山の座主明雲下洛す、即ち参院す」(『吉記』寿永2(1183)年7月23日条)は、2日後に「未明法皇法住寺殿を出御す」(『吉記』寿永2年7月25日条)とあるので、この時の院は法住寺殿と思われるが、京外の法住寺殿に「下洛」とあり、「京内」と変わらない扱いを受けている。一体化が認識の面で見られる例として考えられる。

以上、時系列で見ると、時代が下ると京外をそれほど区別せず一体化が見られる点、時期によって新しく「京外」と表現される空間も見られる点など、「京」の認識の変化が捉えられた。ただ、記録者や空間による違いも感じられる部分があるため、その点について以降の章で検討したい。

### Ⅲ. 貴族の属性による相違

#### (1) 人物別にみる「京内」・「京外」

本章では、日記の記録者による相違点が見られるか検討していく。前掲の表1に示した通り、記録者が全員、最高官位が参議あるいは従三位以上の公卿であった貴族という点は共通している。しかし、経歴や家柄には違いがある。その違いは空間認識上の相違にも関係するのか、記録者個人に着目して分析する。

まず個人別の認識に差異があるのか、その傾向を知るために表3を作成した。表3は記録者の官職・位階ごとに「帰京」「帰洛」「入京」「入洛」の語が表現された回数を示したものである<sup>29)</sup>。五位以上の殿上人、非参議の三位、参議・納言・大臣・摂関のそれぞれの時期において回数を示した。また、藤原氏の長者となった人物は、氏長者時代の記述回数も合わせて整理した。その際、本人の移動に対する記述のほかに、例えば上皇など、記録者以外の人物が京外から戻った場合に記す事例も多いが、これについては、「他人」と表現して区別した。表内の官職・位階はあくまでも記録者の地位によったものであり、「他人」の地位のことではない。

ただし、経験した全ての官職(位階)の期間に記述があるとは限らないこと、全ての入京(以下、京へ戻ることは入京と記す)を表しているわけではないことは、念頭に置く必要がある。

表3を見ると、各貴族に記述が見られるが、その回数には差が出ており、個々人の違いがあることが推察される。そこで、人物ごとに検討していく。

「北家台頭期」に当たる藤原忠平の場合、数も少ないうえ、自分の入京には「帰京」などを記していない<sup>30)</sup>。

「藤原期」の藤原実資は、納言・大臣時代の筆記回数が多いが、いずれもそのほとんどが本人ではなく、他人の入京についてである。「今夜夜半許り摂政春日より入京す」(『小右記』寛仁2(1018)年3月23日条)のように、例えば摂政(藤原頼通)が入京する際の表現などがある。一方で「未の時許り騎馬し清水寺に参る、即ち帰るなり」(『小右記』永観2(984)年10月18日条)のように、自らの清水寺参詣に関して「参清水寺」のみ、または「帰」があるだけで、「帰京」などが書かれていない。実資は「穢に依り清水寺に参らず」(『小右記』天元5(982)年正月18日条)、「世

表3 記録者の官職・位階別にみた「帰京」「帰洛」「入京」「入洛」の記録回数

記録者／入京者	官職・位階	殿上人	非参議の 三位	参議 (四位含む)	納言	大臣	撰関	(藤氏長者)
		藤原忠平	藤原忠平 他人	— —		0 0	0 0	0 1
藤原実資	藤原実資 他人	3 2		0 1	3 15	0 27		
藤原行成	藤原行成 他人	9 2		12 3	1 3	— —		
藤原道長	藤原道長 他人	— —	— —		— —	1 5	0 1	1 6
源経頼	源経頼 他人	20 12		12 10				
藤原資房	藤原資房 他人	1 6		0 1				
源俊房	源俊房 他人	— —	— —	— —	13 9	— —		
源経信	源経信 他人	— —		— —	3 5			
藤原師通	藤原師通 他人	— —	— —	— —	— —	6 3	0 0	0 0
藤原宗忠	藤原宗忠 他人	17 17		21 6	61 12	3 2		
藤原忠実	藤原忠実 他人	— —	— —		0 0	21 6	70 14	91 20
藤原為隆	藤原為隆 他人	4 4		1 3				
源師時	源師時 他人	5 8		0 5	10 4			
平信範	平信範 他人	54 20	1 0					
藤原頼長	藤原頼長 他人	— —	— —		0 0	68 14		6 9
中山忠親	中山忠親 他人	7 1		0 0	6 4	— —		
九条兼実	九条兼実 他人	— —	— —		— —	3 59	2 2	2 2
吉田経房	吉田経房 他人	7 12		1 4	— —			

注1) 数字の単位は「回」。官職・位階は『公卿補任』1(国史大系)を参照した。参議以上では、参議・納言・大臣・撰関のみの分類とし、納言は中・大および権・正の、大臣は内・右・左の区別を行わないこととした。

注2) 同日に同じ場所で同じ使い方が複数回ある場合も、1回と数えた。ただし、「京」「洛」両方ある時は別に数えた。

注3) 「京洛」「京都」「京宅」などは算入した。一方、「出京」「出洛」と記されたものは含めていない。

注4) 網掛けはその官職・位階に就かなかったことを示す。「—」は参照した日記にその時期の記述がないことを示す。

間不浄、よって清水寺に参らず」(『小右記』天元5年2月18日条)とあるように、月の18日には清水寺に参詣するようである。もっとも「清水寺に参らず、月来必ずしも今日参らず、後日参るべし」(『小右記』永祚元(989)年5月18日)とあるので、18日とは限らないようだが、参詣自体は恒例である。その参詣の帰りに「帰京」とはなく、特に「京外」と明確にしていない。

藤原道長も、大臣・摂関の時期における筆記回数は、他人の入京についてが多い。例えば「初めて木幡三昧経書す、彼の寺に至る、夜に入りて帰る、参内す、女方之に同じ」(『御堂関白記』寛弘2(1005)年6月21日条)のように、大臣時代に京外へ出るということがなかったわけではないが、入京については「帰」とのみ記されており、特に入京であることを表現していない。ともに大臣の場合は本人の入京に関しては特に触れていない。

その他、同時期の藤原行成は、殿上人・参議の時期には自分の入京について「帰洛」などの表現を行っているが、納言の時期には例が少ない。また、源経頼の場合、殿上人・参議ともに例が多いが、自らの入京を記した方がやや多くなっている。

「院政確立期」になると、全体的に記述量が多いことが分かる。藤原師通、藤原為隆、源師時などと比べて、藤原宗忠、藤原忠実、平信範、藤原頼長といった人物は自らの「帰京」について非常に記述が多いことが分かる。

「動乱期」には、「院政確立期」に比べてかなり少なくなる。ただ、九条兼実が大臣時代に、自分の入京については少ないのに、相当数、他人の入京について記述していることが目立っている。

整理すると、記述回数が比較的多い人物のなかで、自らの入京に関する記述が多いのは、源経頼、藤原宗忠、藤原忠実、平信範、藤原頼長、他人の入京に関する記述が多いの

は、藤原実資、九条兼実である。これらの人物について次節で検討する。

## (2) 官職と「京内」・「京外」

まず、自らの入京に関する記述が多い人物を取り上げる。摂関家の人物で出世の早い藤原忠実、藤原頼長と、出世の遅かった源経頼、藤原宗忠、平信範とに分けて考えてみたい。藤原忠実、藤原頼長といった摂関家の長者が「帰京」を記述する点について、「今朝摂政宇治に向かはる、明日一切経会に依るなり、尤も奇と為すに足る、昨日齋宮・齋院隠れ給ふ、今日執政の臣洛外を遊覧す」(『玉葉』承安元(1171)年3月2日条)でも垣間見られるように、摂関の立場では京内か京外かを明確にしておく必要があったのではないかと考える。

この点について、以下の史料を参考にしたい。「この日長者以後、始めて平等院に参る、先例多く当日帰洛すと雖も、明日天王寺参るべきに依り、一宿する所なり」(『玉葉』文治3(1187)年8月21日条)では、平等院に参詣し、先例では多くが当日のうちに京へ戻っているという。ここで、平等院に参ったのは氏長者としてのことであるが、長者であるから当日戻る必要があるという図式ではないと思われる。藤原忠実の場合は、長治2(1105)年12月25日に関白となるが、その直前と直後の宇治訪問を3事例ずつ見ていく。

辰の剋許り宇治に参る、(『殿暦』長治元(1104)年9月16日条)

次いで泉殿に参る、暫く後小河に向かふ、即ち京に上る、(『殿暦』長治元年9月27日条)

午の剋許り宇治に向かふ、(『殿暦』長治元年11月16日条)

未の剋許り帰京し家に還る、(『殿暦』長治元年11月17日条)

辰の剋許り宇治に参る、(中略)同刻



(未の刻) 許り帰京す、(『殿暦』長治2  
(1105)年2月13日条)

関白就任直前は、このように、宇治を訪れた際、宿泊したものと日帰りとがある。他方、関白就任直後は、以下のように3例とも当日帰京している。

卯の剋許り宇治平等院に参る、慶賀の後始めて参るなり、(中略)未の剋帰京す、申の剋参内す、(『殿暦』嘉承元(1106)年正月16日条)

同剋(辰の剋)宇治に参る、(中略)申の剋許り事おわり帰京す、(『殿暦』嘉承元年2月13日条)

今日宇治に参る、卯の時許り出京す、巳の時許り参着す、(中略)酉の剋許り帰京す、戌の時許り京に還る、(『殿暦』嘉承元年3月17日条)

氏長者で摂関ではなかった藤原頼長が、「午の刻宇治に参る」(仁平3(1153)年7月8日条)後、帰ったのは「宇治より帰京す」(仁平3年7月12日条)という4日後である事例からも、氏長者が当日帰洛すべきであったとは考えにくい。そのため、当日戻る必要があるのは「執政の臣」たる摂関と考える方が自然であろう。摂関の立場では当日帰洛し、それを記録することが望まれたと考えれば、藤原忠実の摂関当時の記述が多いことは理解できる。

一方、先述の通り、藤原頼長は氏長者ではあるが摂関ではない。ただ、彼の場合、兄の関白忠通の養子となっており、摂関が譲渡される立場にあったが、忠通が譲渡を拒否したため、父・忠実が氏長者や家産を忠通から奪い返して頼長に与えた、という状況にあった<sup>31)</sup>。氏長者としては当日帰洛の必要はないが、摂関の後継者として京内か京外かを明確にしておく必要があったのではないかと思わ

れる。忠実は、摂関になる前の大臣時代から「帰京」の記述が多いが、このときすでに氏長者であったことに加え、摂関就任を待機する状態であったことから考えても、あり得ることではないだろうか。したがって、「摂関」を意識して記述が多くなっている、としたい。

他方、源経頼、藤原宗忠、平信範に記述が多いことは、どのように理解すればよいだろうか。『公卿補任』によれば、3人とも蔵人頭(頭の弁)を務めた実務官僚であったことがわかる<sup>32)</sup>。実務を取り仕切った関係上、儀式に関わる京内か京外かの区別は必要であろう。この3人に関しては、他人の入京に関しても比較的記述があり、自らの実務経験が記述の多さに反映されているのではないかと考えられる。

では、他人の入京に関する記述が多い藤原実資、九条兼実についてはどうだろうか。両者に共通するのは、「右大臣」在職が長く<sup>33)</sup>、摂関あるいは最高実力者のすぐ下に位置する経験が豊富だが、摂関を期待する立場にはなかった<sup>34)</sup>点である。

その立場から、天皇や摂関と京外の関係に対して意見を述べている。藤原実資は「今暁禅閣高野に参らる、前日関白参らるべき由云々、而るに禅閣の命に依り俄かに以て留らる云々、内府忽ち関白に替り参入すと云々、関白数日城外極めて便なかるべき事なり」(『小右記』治安3(1023)年10月17日条)と述べ、関白が京外(城外)に数日間いるということの問題視している。九条兼実は、日吉行幸に際して「今日行幸より還御す、寛治当日還御<sup>35)</sup>す、今夜一夜の儀得心せず、摂政傾かると云々、尤も然るべし、これ院宣か、尋ねるべし、但し永久の例云々」(『玉葉』承安2(1172)年3月27日条)と述べ、京外への行幸では当日に戻ってくるべきとしている。

『玉葉』に指摘される「永久の例」は、「日吉行幸」(『殿暦』永久元(1113)年10月11日

条)の帰り、「辰の剋許り還御常の如し」(『殿曆』永久元年10月12日条)とあるもので、宿泊を伴うのが恒例であるように記述されている。また「院政確立期」の例として、鳥羽殿朝覲行幸に際し、「そもそも今夕還御あらんと欲するの処、例に依り御方違す、今日吉日たるに依り、一宿を経」(『中右記』康和4(1102)年正月2日条)とあり、本来は当日還御が望ましいが、宿泊してもよいとしている。前章あるいは表3に整理したように、動乱期は院政確立期に比べて区別を明確にしなくなってきたが、九条兼実の場合は、天皇に関して京内か京外かを明確にしようとする考え方が見られる。

さらに、本項の最初で触れた『玉葉』承安元年3月2日条や自らが摂政氏長者になってからの文治3年8月21日条では、撰関は京内か京外かを明確にしておくべきであるという考え方が言及されている。

以上、藤原実資・九条兼実は撰関を期待しない立場から、天皇や撰関に対して有職に基づいた意見を述べ、自らよりも他人の入京に対して視点が向いていた、と言えよう。

本章では、主に「院政確立期」以降、天皇や撰関などしかるべき地位にある人物に関しては京内、京外は明確に区別されていたことが示された。

#### IV. 貴族の移動方面との関係

##### (1) 「帰京」・「帰洛」と移動方面の傾向

本章では、「帰京」・「帰洛」という表現が、都人の移動、特に移動先となった空間とどのように関わっているのかを検討し、空間による違いを考察したい。

本節ではまず、「帰京」・「帰洛」がどの程度使用されているのか、いくつかの場所について「帰京」・「帰洛」の記述回数を示したい。その際、京外から平安京へ帰るときに京極(東西京極、一条、九条大路)を通ることを考慮して、方面別にいくつか例を挙げるこ

ととしたい(表4)。具体的には、東方面は法勝寺・白河・法成寺・清水寺・日吉、南方面は鳥羽・稲荷・宇治・石清水(八幡)・春日、北方面は賀茂(上下)・雲林院・平野、西方面は広隆寺・仁和寺・大原野を取り上げる。これらは、時期によって違いはあるものの、貴族の訪問が定期的、あるいは頻繁に見られる。

表4によると、鳥羽・宇治といった南方面から平安京へ戻る際に「帰京」・「帰洛」とする場合は圧倒的に多いことが分かる。これは、南方面では明確に「京内」・「京外」の区別がなされているということの意味する。

それに比べて、他方面は記述回数が少ない。北方面と西方面では、西方面の方がやや多く見られるが、南方面より少ない。さらに東方面については法勝寺・白河や日吉で数回記述があるのみで、他方面に比べてかなり少ない。

表4 時期別・行先別の「帰京」・「帰洛」記述回数

行先		時期		
		藤原	院政確立	動乱
東方面	法勝寺	—	3	—
	白河	2	—	—
	法成寺	—	—	—
	清水寺	—	—	—
	日吉	—	1	4
南方面	鳥羽	—	65	1
	稲荷	—	1	—
	宇治	7	52	7
	石清水	2	5	3
	春日	3	10	8
北方面	賀茂	5	1	1
	雲林院	—	2	—
	平野	1	—	—
西方面	広隆寺	—	1	—
	仁和寺	3	7	1
	大原野	1	3	1

数字の単位は「回」。

注) 各日記の記述回数を時期別に合計したものを示した。「—」は「帰京」・「帰洛」が見当たらなかったもの。

ただし、日記類は記述部分が全て残っているわけではないことを考慮しなければならない。すなわち、数値は傾向を捉えるためだけに用い、根拠とするには慎重でなくてはならない。そこで、具体的な記述をみていく。

## (2) 移動方面別にみる事例

本節では、方面別に実際の記述を検討して傾向を確認する。

### i) 東方面

まず、二条末の鴨川について、既出の例であるが、「法性寺に参る、巳の刻ばかり大殿京に出さしめ給ふ、其の次いで二条末において御祓の事あり」（『左経記』寛仁2（1018）年閏4月29日条）や「二条末河原辺に向ひて見物す、（中略）申の時許り入洛す」（『中右記』嘉保元（1094）年3月8日条）など、「京外」としての区別がなされている例がある。『左経記』の例では、病気で法性寺に籠っていた大殿道長が邸宅（二条第）に戻るという理由で二条末における祓が行われ、『中右記』の例では、祓が行われる空間を通過してから京内へ入っている。祓が京内外を明確に区別する機能を持っており、二条末での区別が理解できる。

しかし、その一方で、「白河」について、「暫く白河院に休む（中略）晩に臨み帰る」（『小右記』寛和元（985）年5月22日条）、あるいは「今日上皇白地に白川より閑院に御幸す、作事を御覧す、夜に入りて還御すと云々」（『中右記』嘉保2（1095）年5月23日条）とあるように、特に「京外」と区別する認識は、記述からは見られない。

申の刻許り内より退出の後、則ち白河上皇御所に参る、新御願所に御幸あり、御覧廻の間なり、雨脚誠に甚し、晩頭還御す、抑も御堂河原浮橋に及ぶの間俄に河水泛溢して、浮橋流れおわんぬ、前駟西

岸に渡りおわんぬ、御車猶ほ東岸に在り、行事検非違使大いに過怠あり、下人等御車を相扶け、浅流瀬を尋ねて渡御せしめおわんぬ、秉燭以前高松顕季朝臣宅に着御しおわんぬ、（『中右記』康和4（1102）年6月3日条）

以上の例は、鴨川の水かさが増しており、渡るのに苦心した箇所が記述されている。しかしながら、その鴨川が隔たるものとして意識せざるを得ない状況であるにもかかわらず、「晩頭還御す」「着御しおわんぬ」となっており、「京内」との区別は薄い。

また、「法勝寺」に対して、『中右記』で「帰洛」と記すことは、管見の限り珍しい。一例として「次いで法勝寺三十講に参る、按察大納言、源中納言、院殿上人四五人参入す、夕座間なり、事おわりて帰洛の次いで、民部卿亭に詣づ、万事を申し合はす、夜に入りて帰る」（『中右記』永久2（1114）年5月24日条）では、法勝寺から帰るのに「帰洛」とある。民部卿（源俊明）亭が「未の時許り民部卿御許へ参る、〈四条〉」（『中右記』承德元（1097）年正月3日条）とあるように京内にあるならば、これは家への帰り道の途中で「民部卿亭」に寄るためにそのように記述したのではないかと受けとることができる。

他にも「去夜半より衆徒参洛し、祇陀林寺に集会す」（『玉葉』治承元（1177）年4月13日条）のように、東京極東の「祇陀林寺」を洛中扱いしている記事がある。東方面で区別が曖昧になっている例として考えられる。

以上から東方面に関しては、「京外」として区別する理由がある際には明確にする場合もあるものの、「京外」を区分する認識が薄いと考えることができる。

### ii) 南方面

まず、鳥羽に関係する例を挙げたい。「早旦左大弁と同車し鳥羽に参る、公卿多く参仕

せらる、晩頭帰洛の間、作路において殿下中将殿と相逢はしめ給ふ」(『中右記』天仁元(1108)年2月12日条)という記述から、鳥羽から京へ向かう作路上が帰洛途中と言えるため、作路上は「京外」として区別されていることになる。そして、「院鳥羽より京に遷御す(中略)辰の剋馳せ参ず、而るに九条朱雀辺りにおいて、下人走り向ひて云はく、御幸已に成る、仍りて騎馬す」(『中右記』天永2(1111)年4月16日条)によれば、院が鳥羽から京に戻ってくる折に、境界部分となる九条朱雀に辿り着いた藤原宗忠が、「すでに御幸が成った」という知らせを受けた。京(院御所六条殿)<sup>36)</sup>への遷御が完了したと九条朱雀で報告を受けている。京にすでに還御したと九条朱雀で話題にしている点から、九条朱雀で「京外」との区別が行われているという見方もできる。法勝寺の例とは異なり、鳥羽のような南方面では、厳密に区別している様子が見られる。

鳥羽に関しては、時期が下っても「京外」として区別される。ただ、「京外」と区別しつつも、京内の御所の代わりとして利用できると考えられている例がある。

御方違行幸の事、其の所未だ定まらず、八条院御所地震の後未だ修復に及ばず、片時と雖も皇居と為すに能はず、其の外頼盛入道宅、(件の家女院御所近辺)、若し鳥羽の間、何様に御するべき哉、(中略)行幸御所の事、頼盛入道家洛中たり、尤も便宜あるか、然らざれば鳥羽の外異議なきか、(『玉葉』文治2(1186)年正月5日条)

方違行幸先として、本来は洛中が望ましいので八条の邸宅を考えているが、それが難しければ、鳥羽にするよりほかない、と兼実は考えている。飯淵<sup>37)</sup>によれば、「方違行幸は翌日に還御するのが常であり、長期間にわ

たって滞在することは希であった」という。京内が行幸先ならば翌日還御も問題ないが、鳥羽であれば院御所なのでよい、と考えられる。この史料より少し前だが、兼実は福原遷都の際に、「卯の刻入道相国福原別業に行幸す、法皇・上皇同じく以て渡御す、城外の行宮、往古其の例ありと雖も、延暦以後都此の儀なし」(『玉葉』治承4(1180)年6月2日条)と述べている。城外の行宮は平安遷都以降例がないとして、基本的に想定していない。それでも鳥羽ならばよい、というのは、鳥羽殿は「京外」として明確に区別されるものの、院御所としては洛中同様に用いることが可能と考えているのである。

それでも、「京外」の認識は依然としてある。

又法皇鳥羽より五条大宮の辺りの家に渡御す(為行の家云々)、武士等多く圍繞奉ると云々、或いは云はく、衆徒の事を恐るるに依り、洛中に移し奉る、一所において守護すべし、或いは云はく、上皇を具し奉り御物詣あるべし、其の次いで遠所に御坐すべしと云々、(『玉葉』治承4(1180)年3月18日条)

この例では、幽閉状態にあった後白河法皇は鳥羽殿から五条大宮辺りに遷るが、「洛中に移し奉る」と、鳥羽殿が「京外」であることを明確に表現している。

南方面で「京内」と「京外」を明確に区別している点は、例えば「今日吉祥院聖廟作文あり(中略)人々各々帰洛す」(『中右記』寛治6(1092)年3月28日条)からも理解できる。吉祥院は京のすぐ南側であるが、「帰洛」と記述される。平野や法勝寺が区別されない例とは異なっている。

南方面ではさらに、平安京のプランとは異なる境界の認識が窺える記述も見られる。鳥羽殿での使いを済ませ、「晩頭御返事を承



り、帰洛の間、七条朱雀大路より召し帰さる、(中略)又鳥羽殿に帰参す(『中右記』康和4(1102)年8月6日条)とある。「七条朱雀」は京内だが、この表現では帰洛の最中に当たり、京外と同様に扱われているとも捉えることができる。先述した、七条朱雀が京内と京外を慣例上区別する空間であったとする大村の指摘と比べて、このことは矛盾しない。他にも、石清水へ向かうのに東三条殿から出発するという場面では次のようにある。

次口門より出御す、先ず前掃仕丁二人、(中略)次右宰相中将、(教長、随身前に同じ、前駆なし)、町尻より北行、二条より西行、西洞院より南行、三条より西行、大宮より南行、七条より西行、御前の上官等此辺より分散か、右宰相中将帰京しおわんぬ、朱雀より南行、造路より鳥羽北楼外を経る、(『兵範記』仁平2(1152)年8月14日条)

「右宰相中将」は、七条大宮から七条大路を西に向かっていく最中に「帰京」しているが、分散していない本列はこの記述の後に朱雀大路を南行して「造路」に達していることから、七条大路の大宮-朱雀間から「帰京」していると捉えられる。七条朱雀ですでに京内外の区別が行われていることは、平安京プランとは異なる境界を示しているが、同時に南方面で行われる明確な区別を反映する一例とも考えられる。

南方面では、ほかに撰関家と関わりの深い宇治に関しても、「今朝撰政宇治に向かはる、明日一切経会に依るなり、尤も奇と為すに足る、昨日斎宮・斎院隠れ給ふ、今日執政の臣洛外を遊覧す(『玉葉』承安元(1171)年3月2日条)とある。宇治についても「京外」であることを明確に表現している。

以上のように、南方面では、「京外」が明確に区別されているということが示された。

### iii) 北方面

まず、賀茂社に関して「関白殿賀茂に詣でしめ給ふ、(中略)余御前に供奉す、(中略)秉燭に及び帰洛す(『小右記』万寿3(1026)年4月21日条)、あるいは「早旦宮御使を為して賀茂上下に詣づ、冬季御装束を奉る、帰洛の次いで齋院に参る、次いで世尊寺を過ぐ(『左経記』長元7(1034)年12月26日条)のように、「帰洛」の記述がある。平野社に関しては「余平野使を為し、参社して奉幣す、了りて帰京す(『左経記』長元4(1031)年2月11日条)で「京外」であると明確に区別している。雲林院に関しても「早旦雲林院に行き向かふ、(中略)万事沙汰しおわんぬ、巳の時帰洛す(『中右記』大治5(1130)年7月26日条)や「雲林院に行き向かふ、宰相中将並僧都を訪ぬ、帰洛の次いで、一条殿に向かふ(『中右記』大治5年8月26日条)のように「帰洛」が見られる。

しかし、一方で「摂政賀茂に参る、(中略)亥の終り帰り給ふ(『小右記』永祚元(989)年2月28日条)という例がある。万寿3年4月21日条も関白殿の賀茂詣が関わっていたが、この例では、摂政の賀茂詣に関してただ「帰給」とある。平野社についても、「平野社に行幸あり、(中略)戌の剋還御なり(『中右記』寛治4(1090)年2月17日条)としている事例がある。この続きが「平野社に行幸あり、(中略)今日行幸の間、留守参議なし、(中略)又本社已に皇都に近し、仍て留守を置かれざるか(『中右記』同日条)であって、この箇所からは、平安京に近接しているために、「京外」という認識はあるものの、その区別は明確にしていなくても大きな問題とはならないことが読み取れる。

以上の例から、北方面の場合、「京外」として明確な区別を行う場合もあるが、京に近接しているために曖昧になる空間もあった。

#### iv) 西方面

西方面では、まず仁和寺に関して、「早旦入道殿に参る、午刻に及び御共をなし仁和寺に参る、(中略)夜に入りて帰京せしめ給ふ」(『左経記』寛仁3(1019)年11月30日条)、あるいは「早旦仁和寺に参る、(中略)予帰京す」(『兵範記』久安5(1149)年10月13日)とあり、時期に関わらず「帰京」となっており、「京外」という区別がなされる。一方で、「仁和寺に詣づ、〈今丸を具す〉」(『台記』久安2(1146)年8月8日条)として特に区別しない例もある。

広隆寺に関しては、「巳の時許り殿下に参る、御共として広隆寺に参る、晩頭帰洛し給ふ」(『中右記』長治元(1104)年2月10日条)という例があるものの、広隆寺に向かうのに「戌の刻許り出御す、其の路西洞院二条西大宮春日末を経て、広隆西大門より入御す」(『中右記』長治元年2月5日条)として、特に区別をしていない例もある。

大原野社については、「巳の時許り大原野祭を勤むべきに依り出洛す、(中略)轡を北にし帰洛す」(『中右記』嘉承元(1105)年11月24日条)では区別しているものの、「今日天皇大原野社に行幸、(中略)子の刻車駕還宮す」(『山槐記』応保元(1161)年8月25日条)や「大原野に行幸あり、(中略)西京において乗燭、初めの如く院御門前を渡る、戌の刻還御す」(『中右記』天永3(1112)年8月23日条)では区別を行わない。いずれの空間も、区別をする場合としない場合が同居している。西方面では、北方面と同様に明確な区別を行う場合とそうでない場合との両方が見られた。

以上の検討から、南方面では厳格に区別し、東方面では区別の認識が薄いという、傾向と同様の、方面別に異なる認識が示された。

## V. 時代状況による影響

### (1) 空間の変化と「京内」・「京外」

これまでに、時系列・人物の属性・方面と「京」の認識について検討した。本章ではその「京」の認識が、空間の変化と矛盾しないのか、時代の変化で影響を受けることはないのか、という点を検証したい。本節では空間の変化との検証を行う。

これまでに得られた「京」の認識は、時代が下ると「京内」・「京外」が曖昧になったこと、天皇や摂関などしかるべき地位では、平安京から長く離れるべきでなく京内にいるのを明確にすべきこと、方面別に京との距離感が異なり認識が異なること、である。まず空間の変化と関わる方面別の観点を中心に検証する。

「京外」としての認識が薄い東方面、東京極東の一带と白河といった空間は、摂関期から拡張、あるいは別荘地としての利用がなされてきた。京外であるため当然区別されてよいのだが、表3で示した通り、「藤原期」においても多くは区別していない。

ただ、先述したが「五位以上や官人一般は京中居住・在京が原理である」ことが西山<sup>38)</sup>により指摘されているように、11世紀前半には「城外」に出ることは「切実な規制」であって、これは重い禁制である。その意味では、とくに京極東の一带などは、わざわざ京外であると記して「禁制」という形にするよりも、京内と一体化させた方が、都合が良かったとも言える。

公卿は在京すべきとする考えは12世紀初頭でも見られ、「左大弁、〈基綱〉、但馬守仲章を相具して、密々任国に下向しおわんぬ、此事如何、公卿指したる故なく畿外に出づ、未だ聞かざる事か、就中身大弁を帯び、官中文書已に以て逗留す、觸事奇恠か、仲章縁に因り以て然るべき哉、未代の作法又其れ無し、公卿城外に出づ、何か之れ有らんや」(『中

右記』嘉承元(1106)年9月17日条)とあるように、畿外に出ることは問題視され、城外に出ることについても疑問を投げかけている。ただ「指したる故無く」とあるので、理由があれば京外(畿外)に出ることが可能であることになり、京外に出れば日記にも理由を書き添える可能性が高い。つまり、京外へ出かけ、その理由を記し、戻れば「帰洛」・「帰京」とするのが標準形だと考えられる。

日記に諸事情や理由を書くことについて、「不浄の疑ひに依り、清水寺に参らず」(『小右記』寛和元(985)年7月18日条)や「この日朝覲行幸なり、余灸治に依り参らず」(『玉葉』治承2(1178)年正月4日条)など、もともと予定に入っていた、あるいは仕事としてすべきことになっていた行動を取らなかった際にもわざわざ記している。ある意味では「言い訳」を記すこともできるのであり、本来出てはならない京外へ出る理由も、きちんと書けばよいわけである。

ただ、逆にいえば、「帰京」・「帰洛」などと書かない場所は、「京外」として厳密に区別する必要性を認識していない場所として捉えることができるのではないだろうか。東方面はその意味でも、特に「京外」としなくてよい、と受け取ることができる。

他方、南方面について、例えば鳥羽は院政期に院御所として整備される。新しい街区のために「京外」と区別される可能性もあるが、もう1点、「院政確立期」以降に、「帰京」・「帰洛」がよく記述されていた点(先述)を考慮したい。この時期、鳥羽や宇治に向かった撰関の立場に関わる人々は、「京内」・「京外」を明確にしていた。それゆえにこの方向に関しては明確に区分されていると考えられる。

北・西方面の例は、東に比べれば多いが、南に比べれば少ない。北方面には、世尊寺や雲林院といった、大宮大路でつながっている空間や、平野のように近接している空間があ

る一方で、賀茂などの少し離れた空間もある。また西方面には、仁和寺や大原野神社のように明確に京から離れている空間があるが、漠然と表現される西京(右京)を通過することで「帰京」が明確でなくなったため<sup>39)</sup>、使われないことも多くなったと考えられる。そのため、区別の度合いが東・南に比べてあまりはっきりしないのではないかと考えられる。

以上のように考えると、平安京内外における空間の変化と「京」の認識の違いは、特に矛盾するものではないと見受けられる。

## (2) 動乱の情勢と「京内」・「京外」

最後に、時系列・人物の属性・方面という側面を超える可能性のある「動乱の情勢」について扱い、時代の変化が「京」の認識に影響を及ぼすかどうか考えてみたい。そこで、動乱期、特に平安京が都の地位を失った出来事である「福原遷都」に際しての「京」の認識を中心に取り上げる。

福原に遷都して3か月ほどが経った頃の記述に、「福原只今の如くんば離宮なり、(中略)経房又云はく、昨日十ヶ所参詣す、其の次いで洛陽を見廻る、一切未だ荒廢せず、恐らく遂にこの都に還るべきかと云々」(『玉葉』治承4(1180)年8月29日条)とあり、福原は離宮の状態であって、おそらく平安京(「洛陽」と表現)に戻ることになるという『吉記』の記録者・吉田経房の考え方が『玉葉』に提示されている。「深更藏人宮内権少輔親経示し送りて曰はく、明日宇佐和氣使を発遣せらるべし、而るに本上卿俄に舊都に帰る」(『山槐記』治承4年8月26日条)を見ても、「帰る」先は「旧都」たる平安京である。

福原との関係では「その後暫く経て新都を廻る、去る十六日帰洛す」(『玉葉』治承4年10月21日条)のように「帰洛」が見られ、都が失われるという出来事に対して、福原が現

在の都であるが、平安京こそが都であるという考え方を貴族が表現していると思われる。

そして、ついに「平安遷都」となる。遷都は「蔵人弁の許より、出納国貞を以て示し送り云はく、遷都一定すなり」（『吉記』治承4年11月20日）のように、貴族自身の用語である。福原から平安京に遷都した日の記事に、「院夜に入りて御入洛す、頼盛卿六波羅第に御す、（池殿と号す）、法皇未の刻許り入洛す、故内大臣六波羅第に御す、（泉殿と号す）」（『玉葉』治承4年11月26日条）というものがある。この記事では、京外の「六波羅」を洛中扱いしている。約5か月という短期間であり、都としての機能を完全に失ったわけではない平安京ではあったが、「旧都」として扱われていた<sup>40</sup>。こうした現実のなかで、平安京によりやく還ることとなったことに格別の思いが込められ、遠く福原から院（高倉上皇）、法皇（後白河法皇）が戻ることに對して、たとえ京内でなくとも「入洛」としたと考えられる。

ただし、鴨東地域が「京内」として扱われていたわけではないことは、以下の例でわかる。福原遷都より3年ほど前、後白河法皇の院御所である法住寺殿に関する記事に、比叡山の衆徒が押し寄せるといふことで、「又内侍所、今夜法住寺殿に渡り奉るべし云々、この事先例全く見ざる事なり、内侍所洛外に出で給はず、先例を尋ねず行はるか、不便々々」（『玉葉』治承元（1177）年4月14日条）とある。法住寺殿は院御所として定着している場所であるが、内侍所（鏡）が京内にあるべきものが避難して失われることに對しては「洛外」として懸念する考え方が見られる。その北側にあった、本来は「京外」として扱われるべき六波羅に、福原から戻る際「入洛」としたことの格別の思いが、より実感される。都が失われることは、この時期の貴族にとって未曾有であり、仰天するほどの出来事<sup>41</sup>であったが、これが「京」の認識

にも大きな影響を与えていたことが指摘できる。

さて、上記の『玉葉』治承元年4月14日条は、内侍所のように本来京内にあるべきと考えられているものが移動する際、「ここは京外」という認識が明確になっている事例としても考えられる。京内にあるべきもの、という点に関連しては、治承・寿永の乱後、三種の神器が京内へ戻るといふ状況において、「三種宝物帰り来たる事、戦場より帰洛の間事（中略）左右なく三神を相具し奉り帰洛すべきなり、その後始めて天聴に達するべし、その来着の所、鳥羽御所宜しかるべきか」（『玉葉』文治元（1185）年4月4日条）とある。これは、鳥羽を洛中と同様に扱っているように見受けられるのと同時に、鳥羽が洛中ではないが御所であるということがうまく機能し、三種の神器が帰り着く場所として想定されている。動乱期、京外の新街区が京内と一体化していくことが、先述したように各研究において指摘されていたが、京外の新街区は含まず、京極大路に囲まれた内側を「ここが京内」とする認識が強調される場面がある。

以上のように、動乱によって平安京プランを念頭に置いた「京」の認識は影響を受けるが、そのような時代にあっても「京内にあるべきもの」を意識する場合には、その「京」が明確に示されることが理解できた。

## VI. まとめ

以上、史料の検討を中心に整理、分析を加えてきたが、まとめると以下の通りである。

- ① 時代が下ると、「京内」・「京外」の区別が明確でなくなった。また、移動や京からの距離感で京外の「京内」への同化も見られた。
- ② 記録者によって「京」の認識が異なる。天皇や摂関は「京」にいるべきとされ、この立場をめぐっては「京」の認識が明確になる。



③ 移動先の方面別に違いが見られる。南方面へ移動したとき区別が最も厳密になるが、東方面は区別が薄い。この点は、平安京内外の空間の変化と矛盾しない。

④ 「京内にあるべきもの」を意識するとき、「都が失われる」という危機感があるときなどは「京」の認識が厳格になる。ただし、動乱の影響で「京」の認識が揺らぐこともあった。

京内と京外が区別されていたはずの平安京で、必要に応じて京内と同化したり、あるいは明確に区分されたりするという、「京」に関わる空間認識を明らかにできたのではないかと考える。

(京都大学人間・環境学研究所・院生)

#### 〔付記〕

本稿の一部は、平成22年3月に「平安京のく居住と住宅」研究会で発表した。日頃御指導をいただいている京都大学大学院人間・環境学研究所の小方登先生をはじめ、金坂清則先生、西山良平先生に大変お世話になった。末筆ながら感謝の意を表します。

#### 〔注〕

- 1) 例えば、山田安彦「紀伊・房総両半島における地名分布の類似性と古代日本人の擬きの連想空間」歴史地理学紀要24, 1982, 145-181頁では、古代日本人の空間認識の基本軸が、西南日本から東北日本へ古代国家の領域が拡大発展するうちに東西軸から南北軸へと移り、これが三次元的な軸まで想定するようになったと考えている。また、小口千明「家相観にみる空間評価の相対性」歴史地理学122, 1983, 1-11頁では、「富士向き」が易的思想では望ましくない方角を吉方として指向するものだという認識を示した。
- 2) 金坂清則「古典にみる環境・景観・空間認識と歴史地理学—日本古代の場合—」歴史地理学172, 1995, 80-104頁。
- 3) 山村亜希『中世都市の空間構造』吉川弘文館, 2009, 34-68頁。
- 4) 山田邦和『京都市史の研究』吉川弘文館, 2009, 150頁。院政期, 法金剛院建立に際して西京極大路が新造されるなど, 京内に寺院を建立してはならないという不文律が受け継がれていたという。
- 5) 美川 圭「鳥羽殿と院政」(高橋昌明編『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣, 2006), 343-351頁。
- 6) 上村和直「平安京の変容と『京都』の成立」(吉村武彦, 山路直充編『都城 古代日本のシンボリズム』青木書店, 2007), 132-168頁。
- 7) 西村さとみ「条坊のうちそと—平城から平安へ—」(舘野和己, 小路田泰直編『古代日本の構造と原理』青木書店, 2008), 297-326頁。
- 8) 井上満郎『京都 よみがえる古代』ミネルヴァ書房, 1991, 157頁。
- 9) 「北家台頭期」は藤原北家が勢力を拡大し, 他氏を圧倒(排斥)していく過程にある時期, 「藤原期」は天皇家と外戚である藤原摂関家(御堂流)とが一体化して「ミウチ政治」を行う時期, 「院政確立期」は白河・鳥羽院政により院政が確立する時期, 「動乱期」は保元・平治の乱から治承・寿永の乱に至る動乱の時期である。ところで, 従来から用いられている「摂関期」「院政期」をこの区分で用いないのは, 時期区分を緩やかなものとして活用するためである。
- 10) 岸 俊男『日本古代宮都の研究』岩波書店, 1998, 533-561頁。
- 11) 実際に「京」「洛」の区別については言及があり, 佐々木日嘉里「平安京における都市空間認識」日本建築学会大会学術講演梗概集(北陸), 2002, 421-422頁では, 「京」が公的に「洛」が私的に, と使い分けをしていたが, 長和年間以降混用され, 11世紀の中頃には「京」と「洛」を同意義とする認識が定着していった, とする。
- 12) このうち「入京」については, 例えば「丹波守資業入京すと云々」(『小右記』治安3(1023)年12月24日条)のように地方に赴任している国司が入京する際にも記述があ

- る。ただし、本稿では、都に居住する人物を中心に整理する。
- 13) 例えば、「参向極楽寺,」(『貞信公記抄』延喜7(907)年10月2日条)や「参向宇治,」(『貞信公記抄』延喜8(908)年正月22日条)など、「帰京」の記述がない箇所は各日記に多数ある。
  - 14) 足利健亮『日本古代地理研究』大明堂, 1985, 113-131頁。
  - 15) 前掲14) 140頁。
  - 16) 例えば, ①瀧浪貞子「平安の都城」(京都市編『京都の歴史1』平凡社, 1983), 16-40頁は、『池亭記』が左京の人口集中の事実を述べ、平安京の都市的発展のかたよりを的確に指摘した、としている。ただし「西京(右京)の衰退」については, ②鋤柄俊夫『中世京都の軌跡』雄山閣, 2008, 17頁が『池亭記』から読み取るべきなのは, 右京の衰退と左京の繁栄という図式ではなく, この時期に大きな社会の仕組みの変化があり, それが反映された形として, 左京の四条以北とそれ以外の地域で, 著しくバランスを欠いた都市の形が生み出された」としている点も考慮の必要がある。
  - 17) 前掲16) ①32頁。
  - 18) 古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』角川書店, 1994, 513-592頁。
  - 19) 美川 圭「京・白河・鳥羽」(元木泰雄編『院政の展開と内乱』吉川弘文館, 2002), 223-255頁。
  - 20) 山村垂希「院政期平安京の都市空間構造」(金田章裕『平安京—京都—都市図と都市構造』京都大学学術出版会, 2007), 125-151頁。
  - 21) 山本雅和「平安京の街路と宅地」(西山良平・藤田勝也編『平安京の住まい』京都大学学術出版会, 2007), 91-132頁。
  - 22) 大村拓生「儀式路の変遷と都市空間」(『中世京都首都論』吉川弘文館, 2006), 51-86頁。さらに, 「七条を境界として左京六条以北に里内を配置することは, 天皇が都市京都に君臨する王権であり続けることを示すイデオロギーの手段の一つ」であり「古代都城は朱雀大路とともに放棄されたもの
- の, 天皇の居所を基準とする空間認識そのものは維持された」と指摘している。
  - 23) 例えば, 「東山」といった具体的な地点での表現が難しい場所は, 図示には反映されていない。
  - 24) 「大殿令出京給」を「京に出る」としたが, これは「巳の刻ばかり大殿法性寺より二条口〔第〕に帰ると云々」(『小右記』同日条)とする記事があるためである。
  - 25) 元木泰雄「院政の展開と内乱」(元木編『院政の展開と内乱』吉川弘文館, 2002), 46頁。
  - 26) 前掲5) 346頁。
  - 27) 『西宮記』「臨時五行幸」に「参議已下留守」とある。
  - 28) 山型のカッコ〈〉内に書き下し文がある場合, 本文に割注が記されていた箇所である(以下も同じ)。
  - 29) 前掲12) に記したように, 国司入京にも使用される。本稿では, 都に居住する人物を中心に整理しているが, 表4においては特に区別することなく含めた。
  - 30) 前掲13) の例など, 京外への移動の例は多い。
  - 31) 前掲25) 60-61頁に, この経緯について言及がなされている。
  - 32) 『公卿補任1』によれば, 源経頼は長元2年正月27日(280頁), 藤原宗忠は承德2年12月17日(362頁), 平信範は仁安2年2月11日(474頁)にそれぞれ蔵人頭となっている。蔵人は「詔勅の伝宣・機密文書の保管・宮中の事務・天皇の日常生活など殿上一切のことに関与」(遠藤元男編『日本古代史事典』朝倉書店, 1974, 257頁)し, 実務に関わる。さらに, 源経頼は長元2年正月24日に右大弁, 藤原宗忠は承德2年12月に右大弁, 平信範は仁安2年正月30日に権右大弁になっており, 蔵人頭就任時に弁官を兼ねている。弁官は「諸司・諸国の事務を集約・処理し, 議政官や関係官司への取次ぎや命令伝達を行い, 太政官符の作成に当たる」(永原慶二監修『日本史辞典』岩波書店, 1999, 1034頁)という実務官僚である。

- 33) 『公卿補任1』によれば、藤原実資は寛仁2 (1018) 年7月25日から永承元 (1047) 年正月18日まで、九条兼実は仁安元 (1166) 年11月11日から文治2 (1186) 年10月17日までそれぞれ右大臣を務めた。
- 34) ただし、九条兼実は文治2 (1186) 年3月12日、摂政に就任する。
- 35) 寛治の当日還御は「日吉社に行幸有り、(中略) 御輿に寄り還御す、亥の時許堀河院に着御す」(『中右記』寛治5年3月8日条) とある。
- 36) 『中右記』天永2 (1111) 年2月1日条に「法王御所六条殿」とあるのを参照した。
- 37) 飯淵康一『平安時代貴族住宅の研究』中央公論美術出版, 2004, 553頁。
- 38) 西山良平『都市平安京』京都大学学術出版会, 2004, 315-351頁。
- 39) 『中右記』天永3 (1112) 年8月23日条で「大原野に行幸あり(中略) 西京において秉燭す」とあるのはその一例と考えられる。
- 40) 『玉葉』治承4 (1180) 年8月29日条に「旧都の人屋一人として未だ移住せず、諸公事併せて彼都においてもこれを行はる」とある。「旧都」の表現、並びに平安京において公事が行われていることが示されている。
- 41) 例えば、「未の刻邦綱卿告げ送りて云はく、来月三日福原に行幸あるべし、上西門院同じく渡御すべきの由その聞こえあり、仰天の外他なしと云々」(『玉葉』治承4 (1180) 年5月30日条) とある。

## Spatial perceptions of noblemen concerning Heian-kyo

ANDO Tetsuro

This paper provides a synoptic view concerned with the spatial perceptions of noblemen regarding the distinction between inside and outside Heian-kyo (present day Kyoto) from the 9th to 12th century (Heian period). The key of this study is the descriptions of place names in historical sources. Historical sources for this study are the diaries written by noblemen during the Heian period.

I pay particular attention to the words, “Kyo” and “Raku”. “Kyo” and “Raku” mean Heian-kyo(Kyoto). Raku is derived from “Luoyang”, the ancient capital of China. The distinction between inside and outside Heian-kyo is also evident from the words: “Ki (back to)-kyo” and “Ki-Raku” because I believe that when noblemen wrote these words, they were keeping in mind ‘inside’ or ‘outside’ Heian-Kyo.

An examination of the diaries reveals four main points.

First, noblemen didn’t distinguish clearly inside Heian-kyo from outside in the late Heian period. Moreover, the perceptions were affected by the time. In addition, the peripheral zone was assimilated with inside Heian-kyo when writers moved outside or felt close to the peripheral zone.

Second, writers had various perceptions of Heian-kyo. Especially, noblemen thought that Emperors and the chief advisers of the Emperors must have stayed inside Heian-kyo, so writers distinguished inside and outside when they wrote about the behaviors of Emperors and the chief advisers of the Emperors.

Third, noblemen wrote “Ki-Kyo” or “Ki-Raku” many times when they went back to Heian-kyo from the southward direction. On the other hand, they less frequently wrote “Ki-kyo” or “Ki-Raku” when they returned from the eastward direction. So, if the directions of destinations were different, then the perceptions about the boundary of Heian-kyo were also different. We consider that the area of Heian-kyo was expanded.

Fourth, noblemen distinguished clearly inside from outside Heian-kyo in the following cases: (1) when they thought about desirable aspects of Heian-kyo, (2) they had a sense of crisis of losing their capital, and (3) when events occurred that they thought inappropriate for Heian-kyo. Noblemen were not necessarily conscious of ‘inside’ or ‘outside’ but if the time or circumstances changed, their perceptions would be varied.

I can show the spatial perceptions about Heian-kyo whereby the outside was sometimes assimilated with Heian-kyo. Otherwise, their distinction varied depending upon situations.

**Key words:** Heian-kyo, spatial perception, inside Heian-Kyo, outside Heian-kyo, diaries written by noblemen